

檀原運動公園管理運営業務に係る質問回答書（1）

No.	質問	回答
1	収支の明細について（管理運営の基準 P33 別紙3 収支の状況） 支出項目の人件費、諸経費、設備関連費、光熱水費、その他費用の明細及び金額についてご教示ください。プールのアルバイト・パート人件費は人件費に含まれていますでしょうか。また、現行の指定管理者の人員体制についてご教示ください。	支出項目の人件費等の明細及び金額、現行の指定管理者の人員体制は、提案内容に関わるためお答えしかねます。管理運営の基準等を満たしたうえで、現地説明会等をもとに各応募者が独自に提案してください。 プールのアルバイト・パート人件費は、管理運営の基準33ページ 別紙3収支の状況の人件費には含まれず、設備関連費の中の委託費に含まれます。
2	修繕業務について（管理運営の基準 P19 (3)修繕業務） 修繕については修繕業務の区分表に基づき、指定管理期間内に新たに発生したものを対象と考えて問題ありませんでしょうか。現地説明会の際、ソフトボール場のカード式照明の故障やプールのスタンド2階の床面塗り替え等、修繕必要箇所が見受けられましたが、次期指定管理者の修繕業務となる可能性はありますでしょうか。	新たに発生した修繕必要箇所だけではなく、現在判明している修繕必要箇所についても次期指定管理者の修繕業務となります。 修繕業務については、管理運営の基準19ページから20ページを参照してください。
3	大規模修繕計画について（管理運営の基準 P53 別紙8 修繕等実績一覧） 平成30年度から令和2年度までに実施された施設整備について記載されていますが、令和3年度以降の大規模修繕・施設改善等の実施計画についてご教示ください。	現時点において大規模修繕・施設改善等の実施計画はありません。施設改善等は、管理運営の基準等を満たしたうえで、現地説明会等をもとに各応募者が独自に提案してください。
4	4. 設備維持管理に関する資料の開示について 設備維持、保守料等を算出するために給排水、衛生、ガス、電気、空調、消防各種の設備図面をご教示ください。もし、設備図面が難しい場合、電気設備の単線結線図や各自家用電気工作物の電灯・動力のトランス容量をご教示ください。	現存する資料のみとなりますが、資料閲覧の機会を設けます。閲覧期間は令和3年10月11日(月)から10月13日(水)まで。閲覧場所は檀原市スポーツ推進課内です。閲覧に来られる場合は必ず事前に連絡をください。
5	プールを開園する場合、一部のプール、例えばジャンボスライダーを運休するなどの対応は協議の上、可能でしょうか。	総合プールについては、全てのプール施設を運営・維持管理することを前提に提案してください。ただし、総合プール開園時において、指定管理者の運用上の措置として、利用状況等に応じ、臨機にジャンボスライダー使用本数の変更等の措置を採ることは可能です。
6	資料「檀原運動公園 指定管理者 管理運営の基準」P. 33【支出】表について、より詳細な内訳を教えてください。	提案内容に関わるためお答えしかねます。管理運営の基準等を満たしたうえで、現地説明会等をもとに各応募者が独自に提案してください。
7	草刈り・剪定などの植栽管理業務で発生する廃棄物について、一次貯留場所や最終処分の方法などについて教えてください。	関係法令を遵守したうえで適正に処分してください。現在は草刈り・剪定後に指定管理者の責任と負担で、クリーンセンターかしはら又はリサイクル館かしはらに持ち込むことにより処理しています。
8	日常的な植栽管理作業用にトラック(2～4t程度)が必要と考えていますが、貸与備品一覧にないため、使用したい場合は指定管理者において準備が必要でしょうか。	お見込のとおりです。
9	指定管理期間開始までに、水を張った状態でプールの試運転は行うのでしょうか。また、試運転を行った際、不具合が発生した場合は修繕後の引渡しになるのでしょうか。	現時点において、指定期間開始までにプールの試運転を行う予定はありません。指定期間開始後、指定管理者でプールの試運転を含む点検整備等を行ってください。不具合箇所については市と情報を共有し、プール開園までに市と指定管理者で修繕、点検等を行い、管理運営の基準等に基づきプールを運営してください。

橿原運動公園管理運営業務に係る質問回答書（2）

No.	質問	回答
10	募集要項12ページ(1)利用者の意見聴取 今までの利用者からの要望や苦情について、どのような内容があり、どのような対応をされたのかご教授ください。	管理運営の基準及び現地説明会等をもとに各応募者が想定してください。 指定管理者の事業報告によると、令和2年度の苦情及び要望の件数は17件です。 最も多い苦情は犬に関するもので5件です。対応としては、注意喚起の放送と巡回の強化を行っています。
11	募集要項13ページ 橿原市地域防災計画に基づき本施設を市民の避難場所として使用する場合は、どのような記載がありますが、過去、避難場所として使用されたことはありますか？ある場合は、避難場所になった経緯、期間、受け入れ人数、体制、対応はどのようにしていたかご教授ください。 また、避難場所として使用される場合の想定される人数の上限をご教授ください。	地域住民からの要望を受け、令和元年5月に貴賓室を橿原市指定緊急避難場所及び橿原市指定避難所として指定しましたが、開設したことはありません。 開設は、施設管理者及び避難所担当者2名が危機管理課からの参集メールに基づき準備を整えたのち、避難者(定数100名)を受け入れる予定です。開設期間は災害救助法により7日以内とされていますが、状況によっては延長する必要があるかもしれません。 また、運動公園全体を緊急避難場所として指定しており、地震や火災などの大規模災害時の緊急避難場所として活用する場合があります。こちらも、過去に使用した実績はありません。
12	募集要項18ページ これから修繕が必要であると把握している箇所はありますか。 ある場合は、修繕箇所内容と見積金額をご教授ください。	管理運営の基準に基づき、指定管理者が修繕箇所を把握し、修繕の区分により修繕を行ってください。なお、修繕見積金額については、提案内容に関わるため、管理運営の基準等を満たしたうえで、現地説明会等をもとに各応募者が独自に提案してください。
13	管理運営の基準 27ページ これまでにイベント等が開催され、周辺道路が混雑してトラブルになったことはありましたか？ あった場合は、内容と対応方法をご教授ください。	大規模イベント開催時や、休日にプールの開園と軟式野球場等の利用が重なった場合に、駐車場が満車となり、交通混雑によるトラブルが発生する場合があります。対応方法の実例としては、まほろば広場を臨時駐車場として開放することや、交通整理員の重点配置等を行いました。
14	管理運営の基準 27ページ 3、飲食・物販事業 調理などで火気を使用する場合も含めて飲食事業は可能でしょうか？ また、設置不可の場所等制限はありますか？	都市公園法及び橿原市公園条例並びに、管理運営の基準 27ページ 3、飲食・物販事業に規定のとおり、市がその申請内容について審査のうえ、許可を決定します。
15	管理運営の基準 27ページ 3、飲食・物販事業 自動販売機を新たに設置、または引き継ぐことは可能でしょうか。 可能な場合は、設置不可の場所や台数、メーカーなど制限はありますか。	管理運営の基準等を満たしたうえで、本公募応募者の提案事項となります。なお、現指定管理者に対する公園施設の設置許可は、会計年度毎に更新しており、次期指定管理者と現指定管理者の協議による継続使用を妨げるものではありません。
16	利用者数令和元年度18万人、令和2年度12万人で令和4年度が25万人の7万人増の根拠はありますか（管理運営の基準P2,P32）	実施計画における令和2年度の利用者数目標は20万人でしたが、同年度は新型コロナウイルス感染症拡大及び総合プールの臨時休止により利用者数の実績は12万人でした。令和元年度にリニューアルオープンした多目的グラウンドは、稼働率が70%の場合、5万人の利用者数の増加が見込めるため、令和4年度の利用者数目標を25万人と設定しました。
17	各施設の利用状況資料(カテゴリー、時間、曜日のわかるもの)	各施設の利用状況資料(カテゴリー、時間、曜日のわかるもの)をまとめたものではなく、管理運営の基準32ページ 別紙2 本件施設の利用状況を参照してください。

檀原運動公園管理運営業務に係る質問回答書（3）

No.	質問	回答
18	自販機の入替えは可能か	管理運営の基準等を満たしたうえで、本公募応募者の提案事項となります。なお、現指定管理者に対する公園施設の設置許可は、会計年度毎に更新しており、次期指定管理者と現指定管理者の協議による継続使用を妨げるものではありません。
19	案内看板の設置は可能か	本件施設は檀原市屋外広告物規制区域の禁止地域に該当します。営利や宣伝を目的とするものに限らず、屋外広告物となります。詳しくは景観法、都市計画法、檀原市公園条例、檀原市屋外広告物条例等の関係法令を参照してください。
20	WOODデッキなど寄付行為は可能か、また寄付側の団体名の記載は可能か	内容等が不明なため、お答えしかねます。
21	広告横断幕、ボード(スポンサーとして)の設置は可能か	No.19の回答をご確認ください。
22	クラウドファンディングしてもいいか	内容等が不明なため、お答えしかねます。
23	フリーマーケット、キッチンカーなどへのスペースの貸し出し可能か 場所は駐車場、公園通路など貸し出しのないスペース	指定管理者は、駐車場、園路等を含め本件施設の貸付けをすることはできません。 ご質問内容が本件施設における飲食物販行為については、檀原市公園条例第4条第1項に規定の公園内における制限行為に該当します。指定管理者は第28条第1号の規定により、本件施設の利用に支障のない範囲で、市の承認を得て行為の許可を行うことができます。なお、原則として専ら営利による飲食物販については、制限行為の許可を承認していません。
24	HP利用可能か	指定管理者自身でHPを準備してください。なお、市のHPは利用できません。
25	事務所はすべて使用可能か	本件施設の指定管理者として、本件施設の用途または事業の目的を妨げない範囲において使用することが可能です。
26	各施設の別用途での運用は可能か(空き時間利用) 例としてプールでフリーマーケット、ソフトボール場でグラウンドゴルフ、ヤタガラスでドローン教室など	指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、自主事業を実施することができます。なお本件施設の利用、保全に支障を及ぼさないよう十分に留意してください。自主事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を市に通知し、協議のうえ市の承認を得る必要があります。管理運営の基準27ページ及び28ページを参照してください。
27	説明会に参加していない企業が構成法人(代表企業以外)として入れるか	説明会に参加していない構成法人が共同事業体に入っていたことは可能です。 ただし、説明会に参加していない構成法人は、申請団体として説明会に参加したものとみなします。